

2025年度 後期学費の延納手続きについて

■延納とは

延納とは、やむを得ない事情により学費の納入日を延期することです。延納を希望する場合は、所定の手続きが必要です。なお、ここで説明する「学費」には以下の費用を含みます。

- ・学部生：教育後援会費 10,000 円
- ・今年度入学者：学会費 1,500 円（入学年度以降は前期に納入）

■手続き締切日および延納期限

延納手続き締切日は、学費の納入期限と同日です。延納願を提出しない場合、単位認定のための試験（定期試験、レポート、授業時に行う随時の試験等）の受験資格が与えられません。また、卒業論文、Presentation Essay、修士論文、博士論文を提出することができません。その結果、卒業・修了できない、単位が修得できず留年する、ということにもなりますので、期限を厳守してください。万一、願出が遅れる場合は、予め 学生生活課へ連絡してください。

【後期分】

対 象		延納手続期限	延納手続き後の 最終納入期限★
今年度末修了予定者		2025 年 10 月 20 日（月） ※〆切に間に合わない場合は、必ず 事前に申し出てください。	2026 年 1 月 30 日（金）
今年度末卒業予定者			2026 年 1 月 30 日（金）
上記以外の	学部生		2026 年 3 月 31 日（火）
	大学院生		2026 年 3 月 31 日（火）

★今年度末卒業・修了予定者は、1 月末までに本学において納入が確認できなかった場合、その学期の単位を修得することはできませんので、卒業・修了見込は取り消されます。（裏面の規程第 8 条 3 項 参照）

★今年度末までに本学において納入が確認できなかった場合は、除籍となります。（裏面の規程第 8 条 6 項 参照）

■延納手続・納入方法について

- ① 「学費延納願」を記入し、学生生活課窓口に提出してください。
- ② 延納手続き後の最終納入期限までに本学から送付された「払込納付書」に記載された金額を振り込んでください。
(払込納付書記載の納入期限以降でも使用できます。金融機関窓口で振り込む場合は、このプリントを提示し、大学から了解を得ていることを伝えてください)

※留学等で海外渡航中の場合は延納を希望することを学生生活課にメールで連絡してください。

最終納入期限までに納入の見込みが立たないことが判明した場合は、速やかに学生生活課へ相談してください。

【問合せ先】 東京女子大学 学生生活課

TEL 03(5382) 6096 [平日 9:00-17:00 (11:25-12:25 を除く)]

E-mail : students@gr.twcu.ac.jp

第 1 条～3 条 略

（学費）

第 4 条 学費は、別表第 2 の年額を 2 回に分け、次の指定期日までに、大学運営部経理課（以下「経理課」という。）が発行する所定用紙により、納入しなければならない。ただし、入学年度の前期分学費は所定の入学手続期限までに納入しなければならない。

（1） 前期 4 月 20 日まで

（2） 後期 10 月 20 日まで

2 前項の期日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たる場合は、その翌日を納入期限とする。

3 学費は、前期納入時に、年額を一括納入することができる。

4 大学学則第 27 条の 2 又は大学院学則第 36 条に定められた留学をする者についても第 1 項から前項までの規定を適用する。

5 大学学則第 49 条第 2 項又は大学院学則第 59 条第 2 項の定めにより停学中の者についても第 1 項から第 3 項までの規定を適用する。

（学費の延納及び分納）

第 5 条 やむをえず学費を前条第 1 項の指定期日までに納入できない者は、学費納入期限の延期（以下「延納」という。）又は学費の分割納入（以下「分納」という。）を願い出ることができる。

（延納）

第 6 条 延納を願い出る者は、第 4 条第 1 項の指定期日までに教育研究支援部学生生活課（以下「学生生活課」という。）に、所定用紙に延納を必要とする理由を記し保証人が連署した延納願を提出して、許可を得なければならない。

2 延納の最終納入期限は、次の各号のとおりとする。ただし、当該期日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たる場合は、直前の平日を最終納入期限とする。

（1） 前期末卒業予定者及び修了予定者 7 月末

（2） 年度末卒業予定者及び修了予定者 1 月末

（3） 前 2 号以外の者 当該学期末

（分納）

第 7 条 分納を願い出る者は、第 4 条第 1 項の指定期日までに学生生活課に、所定用紙に分納を必要とする理由を記し保証人が連署した分納願を提出して、許可を得なければならない。

2 分納は、毎月指定の日に年額の 10 分の 1 を単位として納入するものとする。

3 分納の最終納入期限は、次の各号のとおりとする。ただし、当該期日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たる場合は、直前の平日を最終納入期限とする。

（1） 前期末卒業予定者及び修了予定者 7 月末

（2） 年度末卒業予定者及び修了予定者 1 月末

（3） 前 2 号以外の者 当該学期末

4 入学年度の分納は、認めない。ただし、特別の事情により、後期からの分納を認めることがある。

5 分納を認められた者が、学期途中から休学又は退学したときは、その学期分の学費を完納しなければならない。

第 7 条の 2 略

（学費未納）

第 8 条 延納又は分納の手続を経ず学費を納入しない者には、学部においては大学学則第 14 条第 3 項に定める試験の受験資格を、大学院においては大学院学則第 19 条に定める試験の受験資格を与えない。

2 延納又は分納の手続を経ず学費を納入しない者は、学部においては卒業論文又は Final Presentation における Presentation Essay を、大学院においては修士論文又は博士論文を提出することができない。

3 次の各号に定める指定期日までに学費を納入しない者は、その学期の単位を修得することはできない。ただし、指定期日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たる場合は、直前の平日を指定期日とする。

（1） 前期末卒業予定者及び修了予定者 7 月末

（2） 年度末卒業予定者及び修了予定者 1 月末

（3） 前 2 号以外の者 当該学期末

4 前項第 1 号又は第 2 号の指定期日までに学費を納入しない者には、学位を授与しない。

5 学期末までに学費を納入しない者には、その学期の履修科目の登録及び身分証明書の発行を取り消す。

6 学費の未納が 1 学期に及び督促を受けても納入しない者は、大学学則第 31 条第 4 号又は大学院学則第 42 条第 4 号により、除籍する。

以下 略